



広がるといいね。



“高齢者ができるかぎり自立した生活が送れるよう、  
社会全体で介護を支えていくためのしくみです”

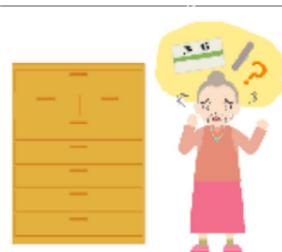
介護保険とは

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者は増加し、介護する期間も長期化する傾向にある一方、少子化・核家族化の進行に伴って介護者が減少したり、介護者自身の高齢化も進むなど、家族だけで十分な介護をすることが難しい状況となってきています。そうした状況を踏まえ、介護が必要になった高齢者ができるかぎり自立した生活が送れるよう、社会全体で介護を支えていくためのしくみとして、平成12年4月から始まったのが「介護保険制度」です。



介護保険の被保険者

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときに、介護サービスを利用できる制度で、太田市が運営主体（保険者）となります。



<介護サービスを受けられる人>

- ・65歳以上の人。  
サービスが利用できるのは、介護が必要と認定された人です。  
(どんな病気やけがが原因で介護が必要となったかは問われません。)
- ・40歳から64歳までの医療保険に加入している人。  
サービスが利用できるのは、老化が原因とされる特定疾病(16種類)により介護が必要と認定された人です。(特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、対象にはなりません。)

要介護認定を受けた場合、認定時に有効期間が決められますので更新手続きが必要になります。

利用できるサービス

介護保険のサービスでは、要介護1～5の人は介護サービスを、要支援1・2の人は介護予防サービスをそれぞれ利用できます。

- 在宅サービス
- 施設サービス
- 地域密着型サービス

の3種類があります

介護保険で利用できる額には要介護状況区分に応じて上限があります。上限の範囲内では利用者負担は1割ですが、上限を超えた場合には超えた分の全額が利用者負担になります。



詳細につきましては 市役所ホームページを  
ご覧いただくか  
介護サービス課 電話：0276-47-1856 FAX：0276-47-1889  
へ問い合わせをお願いします。(笠原)

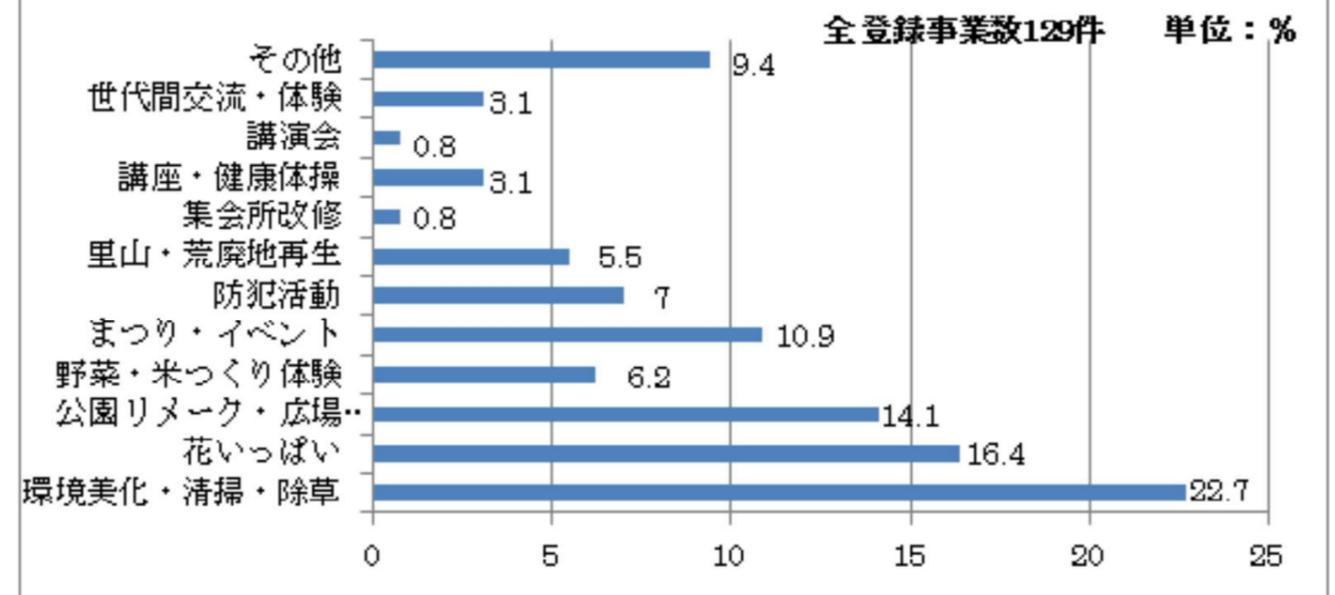


太田市には全国に先駆けて行っている市民と行政の協働事業「1%まちづくり事業」があります。この事業は市税の1%程度を財源に、地域コミュニティをより活性化させるため、住民と行政が一緒になってまちづくりを行う事業です。地域の人たちの知恵と労力により、市税を2倍・3倍に活用しようとするものです。「地域を活性化させる事業」や「地域内の人との交流が図られる事業」「地域の特色を出すことが出来る事業」「住民による労力提供のある事業」などで、アイデア次第で色々な事業が実施可能となります。年間120件以上が登録され、活動しています。

1月25日(土)宝泉行政センターで平成25年度「1%まちづくり事業成果発表会」が開催されました。その中に「重症心身障がい児父母の会(くれよんの会)」による「障がい児のプール活動とボランティア体験」の発表がありました。内容は「障がい児者の体力増進と障害のある方々との交流・介助が体験できた」というものです。このように福祉関連の事業でも対象になります。席上、市長の挨拶に「この制度はボランティア精神が先で、後ろからお金(支援金)がついてくる」と1%事業のあり方が話されました。市役所の担当者からも「郷土愛」「人間愛」「奉仕の心」が真髄であるとの話もありましたようにボランティアが基本です。

ボランティア活動に登録されている皆さんもこの事業の趣旨を理解し、内容を精査していただき、対象になると思われる場合は、太田市・市民生活部地域総務課にご相談してみれば、この資金を利用して更に活発な活動展開につなげるなど有効活用されてはいかがでしょうか? (掛川)

平成25年度 採択事業内訳



データは成果発表会資料